

内閣参質二一三第六五号

令和六年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員須藤元気君提出パンデミック条約の訳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤元氣君提出パンデミック条約の訳に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「パンデミック条約の正式名称の原文」及び「パンデミック条約の原文名称」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「パンデミック条約」については、現在交渉中であり、その内容や具体的な文書形式、名称を含めて議論が行われており、現時点でその正式名称は定まっておらず、御指摘の「W H O C A + : W H O convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response (P P R)」は、その正式名称が定まるまでの仮称として一時的に使用されているものであり、当該仮称について御指摘のように「説明」することは、御指摘の「完全な誤りであり、国民をミスリードしかねない責任問題が発生する度合いの誤訳あるいは意識である」とは考えていない。

なお、我が国政府において、一般に、日本語を正文としない条約その他の国際約束の日本語訳については、その名称を含め、交渉等を経て当該条約その他の国際約束の正文が確定した後に、当該正文における個々の文言の意味を正確に反映するように、我が国が既に締結している条約その他の国際約束や国内法令

における用語との整合性等を勘案しつつ、慎重に検討した上で確定するものであり、御指摘の「パンデミック条約」を条約その他の国際約束として締結する場合には、そのようにしていく考えである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「パンデミック条約」の「国会審議」については、先の答弁書（令和六年二月九日内閣参質二二三第一一号）三についてでお答えしたとおりである。